

令和6年度大津町地域防災計画及び大津町国民保護計画
の修正について

令和6年5月28日

大 津 町

令和6年度大津町地域防災計画（案） 及び大津町国民保護計画（案）の修正

目 次

第1 令和6年度大津町地域防災計画（案）の修正

- 1 国の防災基本計画修正の反映
- 2 県の地域防災計画修正等の反映
- 3 その他の修正

第2 大津町国民保護計画（案）の修正 修正なし（経年変化のみ）

第 1 令和 6 年度大津町地域防災計画（案）の修正

1 国の防災基本計画修正（R5. 5）の反映

（1）最近の施策の進展等を踏まえた修正

①多様な主体と連携した被災者支援

- ・災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化
- ・災害ケースマネジメントなどの被災者支援の取り組み

②国民への情報伝達

- ・長周期地震動階級に係る情報の解説・伝達

③デジタル技術の活用

- ・被災者台帳の作成等へのデジタル技術の活用

1. 災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化

P 6 4 （第 2 章 第 2 8 節 災害ボランティア活用計画 4）

4 災害ボランティアの体制整備

町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者（大津町社会福祉協議会）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。大津町運動公園を設置予定場所として「大津町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書」に基づき、設置、運営等を行うものとする。町社協は、災害規模に応じ、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、平時から、災害時に設置する被災地センターによるニーズ把握、災害ボランティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努める。

2. 長周期地震動階級に係る情報の解説・伝達

P 6 5 （第 4 章 第 2 節 災害予防計画 1）

1 防災知識普及計画

（3）一般住民に対する防災知識の普及

「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、一般住民が自覚を持ち、防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図るとともに、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

（略）

3. 災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組み

P 8 3 (第5章 第4節 その他の災害復旧計画 3)

3 被災者自立支援対策計画

大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとり被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）など、被災者の自立支援のための措置を講じるものとする。

(1) 被災者に対する生活支援等

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、その見守りや生活支援、相談対応等のきめ細やかな被災者支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。また、効果的な被災者支援を実施するための情報提供や他市町村間との連携構築、地域の支援者や民間事業者等との連携による見守り体制を構築する。

(略)

4. 被災者台帳の作成等へのデジタル技術の活用

P 8 4 (第5章 第4節 その他の災害復旧計画 3)

3 被災者自立支援対策計画

(4) 被災者台帳の作成等

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(5) 被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組み等

2 県の地域防災計画修正等の反映

- (1) 建設型応急住宅の建設候補地の検討
- (2) 阿蘇火山噴火対策編における災害対応の明確化
- (3) 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応計画の追加

1. 建設型応急住宅の建設候補地の検討

P56 (第3章 第17節 住宅応急対策計画 1 ②)

(1)実施機関

②(略) また、応急仮設住宅の建設場所の選定にあたっては、災害公営住宅の建設場所も含めて検討するものとする。特に、発災直後は、公共グラウンドや土地が平坦な公園等の候補地は災害廃棄物の仮置場や自衛隊等救助機関の活動拠点として使われることがあるため、建設型応急住宅の建設に支障を来すことのないよう留意すること。さらに、将来的な集約や利活用を含めた復旧・復興のあり方についても考慮する。

2. 阿蘇火山噴火対策編における災害対応の明確化

P75 (第5章 阿蘇火山噴火対策計画・南海トラフ地震防災対応計画)

第5章 阿蘇火山噴火対策計画・南海トラフ地震防災対応計画

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定及び活動火山特別措置法に基づき、阿蘇火山において、噴火の発生又は噴火する恐れがある場合、大津町が実施すべき災害予防、災害応急対策を定めるとともに南海トラフ地震臨時情報発表にともなう防災対応を定めることを目的とする。

第2節 阿蘇火山の概要

1 概要

阿蘇地方に位置する世界最大級の大きさを誇るカルデラの中に、今も噴煙を上げ続けている中岳を始めとする中央火口丘群が存在する。その中央火口丘群のことを「阿蘇山」と呼ぶ。阿蘇五岳は高岳、中岳、烏帽子岳、杵島岳、根子岳のことを指す。

また、カルデラの外側には、なだらかな火砕流台地によって「外輪山」が形成されており、学術的にはこの外輪山まで含めて「阿蘇火山」と呼び、大津町は外輪山周辺市町村として位置している。

現在、阿蘇山で火山活動をしているのは、阿蘇五岳のうち、中岳第1火口のみ。中岳の火口は第1～第7火口まで存在する。

2 阿蘇山において想定される火山現象

阿蘇山において想定される火山現象は、次のとおり。

(1) 噴石

噴火によって直径数cm～数十cm以上の噴石が火口からヒライする現象。

(2) 降灰（大津町で観測される火山現象）

火山灰（噴火に伴う噴出物のうち直径2mm以下のもの）が降下、堆積する現象。

※参考 降灰量階級表（「九州・山口県防災気象情報ハンドブック」）

名称	厚さ	表現例 (イメージ)	影響ととるべき行動	
			人	道路等
多量	1mm 以上	(路面) 完全に覆わ れる (視界) 明らかに降 っている	【外出を控える】 慢性の喘息や慢性閉 塞性肺炎（肺気腫な ど）が悪化し健康な 人でも目・鼻・のど・ 呼吸器など異常を訴 える人が出始める	【運転を控える】 ・降ってくる火山灰や積もった 火山灰をまきあげて視界不良と なり、通行規制や速度制限等の 影響が生じる ・がいしへの火山灰付着による 停電発生や上水道の水質低下及 び給水停止のおそれがある
やや 多量	0.1mm ～1mm	(路面) 白線が見え にくい (視界) 明らかに降 っている	【マスク等で防護】 喘息患者や呼吸器疾 患を持つ人は症状悪 化のおそれがある	【徐行運転する】 ・短時間で強く降る場合は視界 不良のおそれがある ・道路の白線が見えなくなる場 合がある ・稲などの農作物が収穫できな くなったり、鉄道のポイント故 障等により運転見合わせのおそ れがある
少量	0.1mm 未満	(路面) うっすら積 もる (視界) 降っている のがようや くわかる	【窓を閉める】 ・火山灰が衣服や身 体に付着する ・目に入ったときは 痛みを伴う	【フロントガラスの降灰】 ・火山灰がフロントガラスなど に付着し、視界不良の原因とな るおそれがある ・航空機の運航不可

(3) 火砕流（火砕サージ）

噴火によって火山灰や噴石などを含む噴煙が、高温・高速で流れ下る現象。

(4) 降灰後土石流

降灰や火砕流による火山灰等が堆積した後に、降雨等により斜面や溪流の土砂が水と一体となって流下する現象。通常よりも弱い雨で発生し、広い範囲に流出する恐れがある。

(5) 溶岩流

噴火によって地表に噴出した溶岩が地表を流下する現象

第3節 災害予防計画

1 防災対策事業等

(1) 熊本県火山防災協議会

熊本県、阿蘇市、高森町及び南阿蘇村は、活動火山特別措置法第4条第1項の規定に基づき、阿蘇山で想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を推進するため、熊本県火山防災協議会を共同で設置するとともに、噴火が発生した際には、必要に応じて熊本県火山防災協議会を開催する。開催に際し、菊池市、大津町、南小国町、小国町、産山村、西原村、山都町、大分県竹田市及び宮崎県高千穂町は、必要に応じてオブザーバーとして会議に参加し、意見を述べることができる。

(2) 熊本県火山防災協議会の所掌事務

熊本県火山防災協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

ア 阿蘇山に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、広域避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項。

イ 火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項について定める際の本協議会に対する意見聴取への対応。

ウ 前述に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項

第4節 災害応急対策計画

1 火山現象に関する予報及び警報等

(1) 噴火予報

福岡管区气象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合に発表する。

(2) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予想を提供する。

ア 降灰予報（定時）

・噴火警報発表中の火山で、噴火により、人の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。

・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

イ 降灰予報（速報）

・噴火が発生した火山^(注1)に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。

・噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

（注1）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量以上」の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

ウ 降灰予報（詳細）

・噴火が発生した火山^(注2)に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。

・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供

（注2）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量以上」の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予報降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

気象庁ホームページ（降灰予報のページ）

https://www.data.jma.go.jp/vais/data/tokyo/STOCK/kaisetu/qvaf_guide.html

エ 火山現象等に関する情報等

福岡管区气象台が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況をお知らせするために発表する。

（火山活動開設資料、月間火山概況、噴火に関する火山観測報）

オ 噴火警戒レベル

火山現象の予報及び警報は、噴火警戒レベルを付加して発表する。

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。

・噴火警戒レベル5（避難）・噴火警戒レベル4（高齢者等避難）・噴火警戒レベル3（入山規制）・噴火警戒レベル2（火口周辺規制）・噴火警戒レベル1（活火山であることを留意）

2 予警報等の伝達

(1) 噴火予報及び噴火警報文の内容は、次のとおりである。

ア 火山活動の状況及び予警報事項

火山性地震や噴煙活動等火山活動の現在の状況や今後の予想。予想される火山活動に関する形骸が必要な事項

イ 対象市町村

警戒が必要な区域を含む市町村等

ウ 防災上の警戒事項等

火山現象に対し警戒すべき防災上の事項、その他注意すべき事項

エ その他必要と認める事項

噴火警戒レベル、警報の略称、警戒事項等及びその変更状況等

(2) 噴火予報及び噴火警報の発表及び通報

ア 噴火予報及び噴火警報の発表は、福岡管区気象台が行う。

イ 噴火予報及び噴火警報の通報は、熊本地方気象台が行う。

3 避難収容対策（広域避難）

(1) 用語の定義等

ア 広域避難

火山現象の状況、避難者数、収容状況等により、自市町村の区域を越えて他市町村に避難することを「広域避難」、広域避難を行う住民を「広域避難者」という。

イ 避難実施市町村と受入市町村

住民が広域避難を行う市町村を「避難実施市町村」、広域避難者の受け入れを行う市町村を「受入市町村」という。

ウ 受入避難所と一時集結地

受入市町村が広域避難者の受入のために開設する避難所を「受入避難所」、広域避難者が受入避難所に避難する前に一旦集合する中継点を「一時集結地」という。

(2) 広域避難の実施

広域避難の実施においては、避難実施市町村が、高齢者等避難、避難指示の発令、伝達、避難誘導等を実施する。受入市町村は受入避難所及び一時集結地を開設する等、避難実施市町村の支援を行う。

県は、噴火警戒レベル4・5が発表された場合は、噴火の影響範囲が広く、市町村の区域を越えた避難等が必要となるため、避難実施市町村及び受入市町村へ人員派遣等の支援を行う。

(3) 広域避難の実施手順

ア 広域避難実施の要否判断

避難実施市町村が避難指示を発令する場合、その避難対象エリア内の住民基本台帳をもとに避難対象者数を推計し、原則として、自市町村内の避難所等への避難（以下、「自市町村内避難」という。）、火口周辺市町村（阿蘇市、高森町、南阿蘇村）への避難（以下、「火口周辺市町村避難」という。）、外輪山周辺市町村への避難（以下、「外輪山周辺市町村避難」という。）の順に避難先の検討を行う。

ただし、噴火の規模や日常の生活圏等を考慮し、火口周辺市町村への避難ではなく、外輪山周辺市町村へ直接避難を行う場合もある。

イ 避難実施手順

・受入市町村へ受入要請（避難実施市町村：阿蘇市、南阿蘇村）

避難実施市町村は、避難情報（被害状況、火山活動の状況、避難を予定している地区の名称、避難者数等）を大津町に連絡し、広域避難の受入可否の確認及び避難所開設の要請を行う。

・受入避難所、一時集結地の決定（受入市町村：大津町）

町は、阿蘇市及び南阿蘇村の被害状況等を考慮し、受入避難所、一時集結地として大津町運動公園を基本として受入可否の検討を行い。その結果を避難実施市町村に連絡する。避難者の受入れが可能と判断した場合は、避難所の開設及び受入の準備を開始する。

また、避難実施市町村と調整し、必要に応じて一時集結地の開設を決定し、開設準備を行う。一時集結地は、避難実施市町村に開設する場合もある。

・避難所開設、一時集結地開設完了の連絡

町は、避難所の開設及び避難者受入れの準備が完了した時は、避難実施市町村にその旨の連絡を行うとともに、県に避難所の開設完了を報告する。

・避難指示等の発令・避難開始

避難実施市町村は、避難指示を発令するとともに、広域避難開始を大津町及び県に連絡する。

・広域避難者の報告

避難実施市町村は、受入避難所で広域避難者の受入れを行うとともに、広域避難者数を大津町に報告する。

なお、受入避難所に避難実施市町村の職員が到着していない等の場合は、大津町が受入避難所毎の広域避難者数を確認する。

・避難状況の集約・関係機関で共有（県）

県は、大津町からの報告をもとに、広域避難者の受入れ状況を集約し、関係機関で共有する。

4 降灰対策

噴火に伴う降灰に対しては、必要に応じて次の分野において国、県、防災関係機関等と連携して対策に取り組むものとする。

(1) 交通分野

交通機関の運行状況等に関する情報提供を行うとともに、運行に支障がないように対処

(2) 健康分野

健康に関する住民の不安を解消するため、相談体制の整備や適切な情報提供を行う。

(3) 環境生活分野

生活環境への影響に関する住民の不安を解消するため、火山灰等による粒子状物質の常時監視データを活用するとともに、自然公園施設の降灰除去、消費生活相談への対応等を行う。

(4) 商工業分野

風評被害を防止するため、町内外に広く正確な情報発信を行うとともに、キャンペーン等を活用した PR を行う。また、消費喚起対策や中小企業等への経営・金融支援等を行うものとする。

(5) 農林水産業分野

県が行う農林水産物への影響等の調査に応じて、生産や経営に対する支援を行う。

(6) 土木分野

県と連携して道路や下水道等の降灰除去を行う。

(7) 教育分野

学校等に対する情報収集を行うとともに、学習環境への影響を防ぐため、国制度を利用した学校施設の降灰除去等を行う。

3. 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応計画の追加

P79 (第5章 第5節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応計画)

第5節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応計画

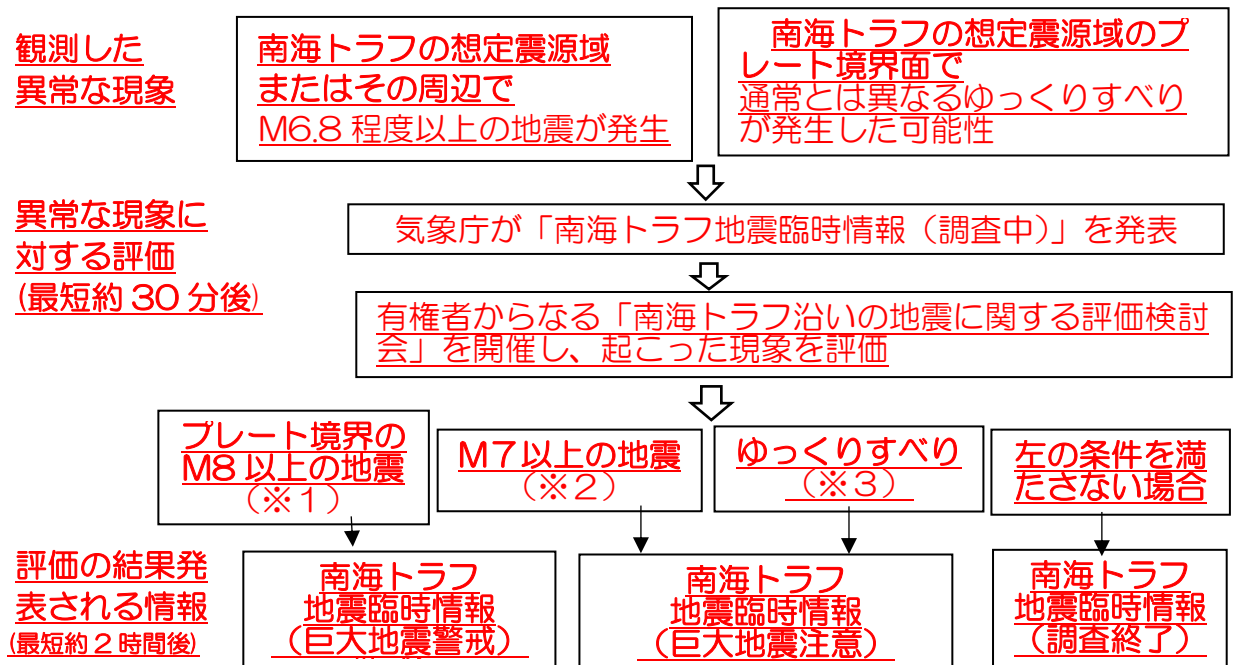
南海トラフ沿いの地域においては、地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価によるとマグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は70～80%（令和4年1月1日現在）とされており、大規模な地震・津波が発生すれば、本町においても被害の発生が想定される。

1 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合や、その調査結果を発表する場合などに「南海トラフ地震臨時情報」を発表することとしている。

また、調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合には「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される。

なお、「南海トラフ地震臨時情報」は、「巨大地震警戒」等の防災対応等を示すキーワードを付記して発表される。



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

2 南海トラフ地震防災上必要な教育及び広報

町は、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、南海トラフ地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとし、その内容は次の事項を含むものとする。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

(2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(3) 地震・津波に関する一般的な知識

(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転雄自粛等防災上取るべき行動に関する知識

3 相談窓口の設置

町は、南海トラフ地震防災対策の実施上の相談を受けるため必要に応じて窓口を設置するとともにその旨周知徹底を図るものとする。

3 その他の修正

- (1) 大津町行政機構図改編による修正
- (2) 広域避難所の指定

1. 大津町行政機構図改編による修正	
P 24 (第2章 第3節 職員の配置基準 2 災害対策本部設置後の配置体制)	
(3) 第1・第2配置要員	
対 策 部 名	配 置 要 員
総務対策部 第1(17人) 第2(28人)	総務部長、総務課長 行政係長、人事係長、行革・ デジタル 推進係長 総合政策課長、地域づくり推進係長、 情報政策 係長 人権推進課長、人権推進係長、男女共同参画推進係長 財政課長、契約管理係長 防災交通課長、危機管理専門官、防災消防係長、 防災消防係 (人事係(2)、 デジタル推進係長 、総合政策係長、 政策秘書係長 政策秘書係 、地域づくり推進係、人権啓発福祉センター長、 センター員 、財政係長、 財政係 、 交通防犯係長)
民生医療対策部 第1(10人) 第2(19人)	健康福祉部長 福祉課長、障がい福祉係長、福祉係長 子育て支援課長、入園支援係長、介護保険課長、介護保険審議員 健康保険課長、健康推進係長、 新型コロナウイルス感染症対策室長 (福祉係、子育て支援係長、入園支援係、介護保険係長、介護保険係 地域包括支援係、国保・医療係、母子保健係、保健師)
産業対策部 第1(6人) 第2(11人)	産業振興部長 農政課長、農政係長、商業観光課長、企業振興課長、事務局長 (圃場整備係長、農林係長、商業観光係長、企業振興係長、 事務局次長)
土木対策部 第1(13人) 第2(25人)	都市整備部長 都市計画課長、 計画調整係長 、建築係長、住宅係長 建設課長、建設課管理係長、建設課維持係長、建設課建設係長 下水道課長 、管理係長、建設係長、工業用水道係長 (都市施設係長、 計画調整係 、住宅係(2)、建設課管理係(2)、 建設係(3)、下水道課管理係、建設係、施設係長)
文教対策部 第1(6人) 第2(16人)	教育部長 学校教育課長、審議員、教育施設課長、生涯学習課長、給食センター長 (学務係長、施設係長、教育推進係長、生涯学習係長、生涯学習係 生涯学習係長、生涯学習係、公民館長、図書館長、主任調理師)
出納対策部 第1(1人) 第2(2人)	会計課長 (会計係)
水道対策部	水道企業団配置
住民対策部	住民生活部長
第1(4人) 第2(10人)	住民課長、環境保全課長、税務課長 (住民係長、戸籍係長、環境保全係長、環境保全係、固定資産税係長、 住民税係長)
※()は第2配置時の増員	
(4) 職員配置体制の長期化への対応 職員の配置体制が長期化した場合は、災害の状況や所属の人員・体制等を踏まえ、課長の判断において、災害対応に支障がない範囲で、夜間や週休日における自宅待機など柔軟な体制を取ることができるものとする。	

2. 広域避難所の指定

P50（第3章 第3節 避難計画 9 指定緊急避難場所及び指定避難所等）

○各種災害時における避難予定場所（町の「公共施設等」とする。）

① 屋内施設を有する避難予定場所（屋内収容可能人数 9330 名）

名 称 (住所・電話)	収容可能人数		収容対象予定地区	備 考
	屋内 (/2 m ²)	屋外 (/2 m ²)		
大津東小学校 (大林 44) Tel 293-2341 FAX293-1719	421	3,563	瀬田、大林、内牧、外牧、錦野	水害時を除く
菊阿体育館 (大林 802-2)	263	400		
瀬田地区避難所(大林 802-2)	61			
大津町運動公園 (森 1000) Tel 293-8088 FAX293-8899	1,311	39,400	鳥子川、吹田、森、上陣内、大津東、引水東	広 園 ㊦
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(凡例) 広域避難所：㊦、空調設備：☐、LPガス：㊦

※ 収容対象予定地区の表記は、避難予定場所を限定するものではありません。

(3) その他、住民等が行う自助・共助に関する地区防災計画の各地区の作成状況

(令和4年度作成：7地区)

日吉ヶ丘区、室北区、後迫区、上大津区、新区、大津東区、岩坂区

第2 大津町国民保護計画（案）の修正

経年変化による修正

1 P7 第4章 町の地理的、社会的特徴 (2) 気象

①気温、降水量の平均値 2023年

2 P8 第4章 町の地理的、社会的特徴 (3) 人口分布

① 行政区ごとの人口推移 (2024.3 及び 2012.3)

② 年齢別人口分布 (2023.10.1 現在)